平成28年9月吉日

日本技術士会 東北本部 宮城県支部

会員 各位

宮城県との災害協定に関するアンケ－トの回答依頼について

日本技術士会 東北本部 宮城県支部

支部長 藤島　芳男

日本技術士会東北本部宮城県支部は、地域社会への貢献の一環として、平成28年7月28日に宮城県と「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定」（以下、災害協定という」を締結いたしました。

会員におかれましては、災害発生時に宮城県内に発生した被害の復旧・復興に係る方針等に対する助言、指導のご協力を頂きますようお願い申し上げます。

宮城県との災害協定を締結するに当たり、事前に「助言協力支援者リスト」を作成しておりますが、この度、災害協定が締結されましたので、改めて「助言協力支援者リスト」を作成することといたしました。

宮城県との「災害協定書」及び「確認事項」をご確認いただき、アンケ－トにお答えして頂きますようお願いいたします。

　アンケートのご回答期日は誠に勝手ながら、10月31日（月）とさせていただきます。

以上

日本技術士会東北本部宮城県支部と宮城県との災害協定についてお伺いします。

質問１　災害協定の助言協力支援者リストに対する申請意志

回答番号：　　　　　　　　　１．ある　　２．ある（条件次第）　３．ない

質問２　質問１において「１．ある、又は、２．ある（条件次第）」と答えられた方は

氏名、技術士の部門、専門分野、助言出来る分野、連絡先をご記入下さい。

注）助言出来る分野が複数ある場合は、分野ごとに記入して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 回答項目 | 回　　　　　　　　答 |
| ふ　　　　り　　　　が　　　　な |  |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　性別：　　　　性　　年齢：　　　　才） |
| 技術士部門 |  |
| 専門分野 |  |
| 助言出来る分野 | 助言出来る分野は下記の土木施設からお選び下さい　複数可 |
|  | 1 道路 2 橋梁 3 .河川 4 海岸 5 ダム 6 砂防 7 地すべり防止施設8 急傾斜地崩壊防止施設 9下水道（処理施設等は含まない） 10 公園 11 海岸 |
|  | 土木施設以外の助言出来る分野をお持ちの方は下記に記入して下さい |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 連絡先 |  |  |
| １）自宅 | ①　住所　　 |  |
| ②　電話　（ＦＡＸ）　 |  |
| ③　Ｅ－ｍａｉｌ　 |  |
| ④　携　帯 |  |
| ２）勤務先 | ⑤　勤務先名 |  |
| ⑥　電話　（ＦＡＸ） |  |
| ⑦　Ｅ－ｍａｉｌ |  |
| ３）災害時 | ⑧　連絡先 |  |

質問３　質問１において「２．ある（条件次第）」と答えられた方は条件をお聞かせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 回答項目 | 回　　　　　　　　答 |
| 協力の条件 |  |

質問４　質問１において「３．ない」と答えられた方は意見をお聞かせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 回答項目 | 回　　　　　　　　答 |
| ご　　　意　　　見 |  |

質問５　発生する経費負担及び災害補償について、技術士会は以下のように考えています。

ご意見をお聞かせください。

　５－１　災害支援活動を開始してから２日以内（初動期）の支援活動の場合

（１）　経費負担について

１）　災害支援活動を開始してから２日以内（初動期）に発生する現地踏査や助言に要する経費（交通費、食事代、宿泊費）については技術士会の負担とし支払います。

　２）　交通費、食事代及び宿泊費は以下とし、支払いは清算とします。

1. 交通費

車利用の場合　ガソリン代　（15㎞/ｌ　　ｌ＝110円）

公共交通機関利用の場合　バス及び列車は実費払い

②　食事代　　実費払い

③　宿泊費　　実費払い

（２）災害補償について

１）　災害補償（ボランティア保険）は以下とします。

　　　交通費、食事代、宿泊費以外に日当が支給されない場合はボランティア保険に加入します。

　　　日当が支給される場合はボランティア保険は適用されません。

①　保険の手続きは技術士会が行います。

②　２日以内（初動期）の支援活動におけるボランティア保険は技術士会が負担いたします。

③　技術士会が支援技術者に、交通費、食事代、宿泊費以外に日当を支給する場合はボランティア保険が適用されませんので、支援技術者個人の保険加入が必要となります。

５－２　災害支援活動を開始してから３日以降の支援活動の場合

（１）　経費負担について

１）　３日以降の交通費、食事代、宿泊費の他に日当が支給される場合は「助言要請機関」と技術士会が協議して「助言要請機関」が支援技術者に支払います。

２）　交通費、食事代、宿泊費及び日当は「助言要請機関」の決まりに従います。

（２）災害補償について

１）　３日以降、交通費、食事代、宿泊費が支給され、日当が支給されない場合は引き続き技術士会加入のボランティア保険が適用されます。

２）　３日以降、交通費、食事代、宿泊費が支給され、さらに、日当が支給される場合はボランティア保険が適用されないため、支援技術者個人の保険加入が必要になります。

|  |  |
| --- | --- |
| 回答項目 | 回　　　　　　　　答 |
| 経費負担及び災害補償等 |  |

質問６　支援活動のための常備品（ヘルメット、ビブス、腕章等）は事務局に常備しておりません。

ご意見をお聞かせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 回答項目 | 回　　　　　　　　答 |
| 支援活動のための常備品について |  |

以上、ご協力ありがとうございました。

意見提出及び協力申し込み先

申込み及び問い合わせ先： （社）日本技術士会東北支部事務局

　　TEL：022-723-3755　FAX：022-723-3812

　　E-mail;tohokugijutushi@nifty.com